

# 事務所通信

## 税制改正 H28年度（個人課税）

●平成28年度 税制改正をまとめました。（抜粋）

### 1. 三世代同居に対応した住宅リフォームの税額控除（新設）

#### a) ローンなしのリフォーム（5年間）

期間 H28. 4. 1～H31. 6. 30

標準工事費用相当額が50万円超

改修後 下記のうちいずれかが2つ以上

調理室、浴室、便所、玄関

控除金額 標準的な工事費用相当額×10%（25万円が限度）

#### a) ローンありのリフォーム（5年間）

期間 H28. 4. 1～H31. 6. 30

標準工事費用相当額が50万円超

改修後 下記のうちいずれかが2つ以上

調理室、浴室、便所、玄関

控除金額 三世代同居工事費用の借入金残高×2%

上記以外の借入金残高 × 1%（125,000円が限度）

### 2. 相続した空き家を譲渡した場合の3,000万円控除の特例

S56. 5. 31以前に建築された家屋（マンションを除く）

一人暮らしをしていた親等の居住用家屋（耐震基準を満たしていない家屋）

H25. 1. 2以降の相続で取得、その後売却まで空き家。

H28. 4. 1～H31. 12. 31の間に売却（1億円以下）

更地にして売却 又は 耐震化して売却

地方公共団体の長等の要件を満たす旨の証明書類を申告書に添付

空き家譲渡の3,000万円特例は、S56. 5. 31以前の建築で、H25. 1. 2以降の相続での取得に限定されております。これに適合する案件数はかなり少ないことが予想されます。

**田 畑 浩 正 税 理 士 事 務 所**

〒518-0711 三重県名張市東町1718

TEL 0595-64-5430 FAX 0595-64-6716

